

# 第 3 期

## 更別村ごみ処理基本計画

(令和3年度～令和12年度)

更 別 村

## ～ 目 次 ～

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の範囲	1
4. 用語の定義	2
第1章 更別村の概況	
第1節 位置及び自然環境	3
(1) 位置	3
(2) 地勢、土地利用	3
(3) 気候	4
第2節 人口動向	5
第3節 産業の状況	5
(1) 農業	5
(2) 商工業	6
第2章 ごみ処理の状況	
第1節 ごみの排出量	7
(1) 一般廃棄物の年間総排出量	7
①人口と一般廃棄物の排出量	7
②種類別のごみ排出量	8
(2) 1人1日あたりの排出量	8
①一般廃棄物の排出量	8
②家庭系ごみの排出量	8
③事業系ごみの排出量	9
第2節 ごみ処理の現状	10
(1) ごみ処理体制	10
(2) 収集運搬の現状	11
①分別区分・排出方法・収集方法	11
②ごみ回収事業の推移	12
③家庭系ごみ処理の有料化	12
(3) 処理・処分の現状	13
①中間処理、処分施設の概要	13
第3節 資源化の状況	16
(1) ごみの減量化、資源ごみ量の推移	16
①資源ごみを除く、1人1日あたりのごみ排出量	16
②資源ごみの排出量	17

(2) ごみの減量化・資源化の取り組み状況	18
①リサイクルセンターの運営	18
②資源ごみの巡回収集	18
③家庭用生ごみ処理容器（コンポスター）の購入費助成	18
④生ごみの独自処理	18
第4節 ごみ処理費の現状	19
第3章 ごみ処理基本計画	20
第1節 基本方針	20
(1) ごみの排出抑制と循環型社会の構築	20
(2) 計画に定める事項	20
第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み	20
(1) 人口の予測	20
(2) ごみ排出量の予測	21
(3) 廃棄物の減量化の目標量	21
①北海道の目標	21
②更別村の目標値の設定	22
第3節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	23
(1) 村の役割	23
①環境教育、普及啓発の充実	23
②容器包装廃棄物の排出抑制	23
③リユース容器の利用促進	23
④食品ロス・食品廃棄物の排出抑制	23
⑤環境物品等の使用促進	23
⑥家庭用生ごみ処理容器（コンポスター）購入費助成	23
⑦不用品交換運動の推進	23
(2) 村民の役割	24
①資源ごみとしての排出	24
②商品購入時の適正包装	24
③生ごみ堆肥化事業への参加	24
④物を大切にす	24
⑤不用品の再利用	24
⑥環境に配慮した商品の利用	24
(3) 事業者の役割	24
①発生源における排出抑制	24
②事業系ごみの減量化	24
③過剰包装の抑制	25
④流通・販売段階における排出抑制	25

第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	26
(1) 家庭系ごみ	26
(2) ごみ処理フローチャート	27
①家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）	27
②家庭系一般廃棄物（不燃ごみ）	27
③家庭系資源ごみ	27
(2) 事業系ごみ	27
第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	28
(1) 収集・運搬計画	28
①一般廃棄物（家庭系ごみ）	28
②一般廃棄物（事業系ごみ）	28
③その他	28
(2) 中間処理・最終処分	28
第6節 ごみの処理施設の整備に関する事項	29
第7節 課題と対応	29
第8節 その他ごみの処理に関し必要な事項	29
(1) 村民、事業者、関係機関との協力体制	29
①村民、事業者との連携	29
②国、北海道、十勝環境複合事務組合との連携	29
(2) 不適正処理への対策	29
①排出ルールの徹底	29
②資源ごみの適正排出	29
(3) 災害対策	30
(4) 一般廃棄物処理業の許可について	30

## 資料編

- ・更別村における年度別ごみ発生量及び処理量の実績
- ・年度別ごみの発生量及び処理量の推計
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

## 1. 計画策定の趣旨

20世紀半ばから高度成長期を経て日本経済は物質的に豊かな生活を築き上げてきた反面、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や事業活動は、天然資源の枯渇や地球温暖化、貴重な自然環境の喪失といった大きな問題を引き起こしてきました。

これらの問題に対処するため、更別村では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定に基づき平成12年度に「更別村ごみ処理基本計画」（平成12年度～平成22年度）を立て、さらに平成15年10月からは家庭系ごみ処理の有料化を実施し、廃棄物の減量化、リサイクルシステムを中心とした循環型社会の構築、ごみの適正処理に努めてきました。

また、令和元年度には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき「第9期更別村分別収集計画」（令和2年度～令和6年度）を作成し、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し最終処分量の削減を図ることを目的とし、村民・事業者・行政の関係者が取り組むべき方針を示しています。

これらを踏まえ、誰もが環境に配慮した取り組みを推進していくことを基本として、限りある資源を大切にし、自然界への負荷を低減した安全で快適に暮らせる社会の実現を目指す必要があります。

そのためには、村民・事業者・行政の協働は不可欠であり、それぞれが共通した現状認識を持ち、地域社会のあるべき姿や理念、取り組みの方向性を共有しながら計画的に取り組むことが大切です。

そこで、令和2年度は更別村ごみ処理基本計画の最終年となることから、ごみの排出の抑制及び発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める新しい「更別村ごみ処理基本計画」を策定します。

## 2. 計画期間

この計画の対象期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、国の施策や状況の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、中間年次に見直すことも考えられます。

## 3. 計画の範囲

この計画は、更別村の家庭や事業所などから排出される一般廃棄物を管理するための基本計画です。この計画では、一般廃棄物の減量、リサイクル、収集・運搬、中間処理、最終処分の基本となる事項を定めています。

## 4. 用語の定義

この計画書では、一部に略語、慣用語を使用しております。使用した略語、慣用語の定義は次のとおりです。

- 【ごみ】 ……一般廃棄物であるごみ。（一般廃棄物とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。）
- 【家庭系ごみ】 …家庭生活から発生するごみ。
- 【事業系ごみ】 …事業活動から発生するごみのうち一般廃棄物であるごみ。（事業活動からとは「店舗、会社、工場、事務所、病院、学校、官公庁」等から発生するごみ）
- 【可燃ごみ】 …紙くずなど排出の際に「燃やせるごみ」として分別するごみ。
- 【不燃ごみ】 …ガラス、プラスチックなど、排出の際に「燃やせないごみ」として分別するごみ。
- 【資源ごみ】 …ごみとして排出されるもののうち、分別すれば資源として活用できるごみ。
- 【ごみステーション】 …ごみ収集路線上に設置された鉄製のごみ置き場。
- 【廃棄物処理法】 …「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。
- 【資源有効利用促進法】 …「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。
- 【容器包装リサイクル法】 …「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」の略称。
- 【家電リサイクル法】 …「特定家庭機器再商品化法」の略称。
- 【食品リサイクル法】 …「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。
- 【グリーン購入】 …商品を購入する際に環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
- 【リユース容器】 …中身を消費した後の容器を回収し、飲料メーカー等が洗浄して再び使用する容器。

# 第1章 更別村の概況

## 第1節 位置及び自然環境

### (1) 位置

更別村は北海道、十勝地方の南部にあります。東は幕別町、西は中札内村、南は大樹町、北は帯広市とそれぞれ接しており、十勝の母都市である帯広市から南へ35kmの地点にあります。

### (2) 地勢、土地利用

日高山系の東側に位置しており、北東に向かってゆるやかに流れて傾斜し、一部起伏があるものの、多くは平坦な土地となっています。

土地利用を見ると、総面積の176.90km<sup>2</sup>のうち、122.55km<sup>2</sup>(69.5%)が畑となっています。

表1-1 地目別面積

(単位:km<sup>2</sup>)

地目	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積	122.29	3.05	11.27	3.42	4.72	2.94	29.08	176.77
	69.2%	1.7%	6.4%	1.9%	2.7%	1.7%	16.5%	100.0%

資料:平成28年度版 北海道統計書

### (3) 気候

気候は十勝内陸地方の気候で、年間を通しておおむね冷涼であり、夏は寒暖の差が大きく、冬は日照時間に恵まれています。

表1-2 令和元年月別気象概要

	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)		
1月	13.0	-8.2	3.6	-20.3	2.3	216.3
2月	18.5	-7.1	6.8	-27.5	2.1	196.2
3月	22.0	-0.4	12.4	-11.3	2.6	231.2
4月	33.5	5.5	25.3	-6.6	2.5	222.3
5月	40.5	13.8	38.0	-1.8	2.8	267.1
6月	127.0	13.9	28.9	5.3	2.3	151.0
7月	72.5	17.8	34.6	10.9	1.9	80.0
8月	236.5	18.9	35.1	11.4	1.9	142.7
9月	119.0	16.5	32.6	3.5	1.7	210.9
10月	194.5	10.0	23.3	-0.6	1.9	164.0
11月	42.0	1.1	15.5	-11.2	2.3	209.3
12月	42.5	-5.0	7.5	-17.6	2.1	173.3
合計	961.5	6.4	(38.0)	(-27.5)	2.2	2,264.3

資料：気象庁ホームページ

表1-3 年次別気象概要

	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)		
平成27年	965.5	6.5	37.1	-22.6	2.2	2,141.4
平成28年	1,419.5	5.6	30.5	-23.6	2.2	2,098.0
平成29年	926.0	5.7	36.2	-26.9	2.2	2,204.3
平成30年	1,221.5	6.0	34.2	-24.3	2.1	2,001.5
令和元年	961.5	6.4	38.0	-27.5	2.2	2,264.3
平均	1,098.8	6.0	35.2	-25.0	2.2	2,141.9

資料：気象庁ホームページ



## 第2節 人口動向

更別村の総人口は令和2年3月末日現在で3,156人（住民基本台帳より）で、10年間（平成21年度～令和元年度）の推移を見ると10.01%の減少となっています。

総世帯数は令和2年3月末日現在1,331世帯で、10年間（平成21年度～令和元年度）の推移を見ると4.47%の増加となっています。

表1-4 更別村の総人口、総世帯数の推移（3月末日現在）

	H21年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H21年度との比較(率)
総人口	3,507	3,265	3,259	3,213	3,155	3,156	-10.01%
総世帯数	1,274	1,307	1,317	1,325	1,325	1,331	4.47%
1世帯あたりの人員	2.75	2.50	2.47	2.42	2.38	2.37	-13.82%

資料：住民基本台帳

## 第3節 産業の状況

### (1) 農業

行政面積の約70%を耕地で占める更別村では、農業が地域を支える重要な基幹産業です。馬鈴薯、小麦、甜菜、豆類などの畑作及び酪農が主体で、令和元年度の数値では、村内総耕地面積10,923ha、年間粗生産額約112億円となっており、1戸あたりの平均で見ると耕地面積50.2ha/戸、粗生産額約5,009万円と大規模化が進んでいます。

表1-5 更別村における主要農産物作付面積の推移

年次	小麦	馬鈴薯	豆類	甜菜	飼料作物	その他	計
平成27年	1,940	1,885	2,413	1,759	2,347	536	10,880
平成28年	1,930	1,964	2,256	1,858	2,300	577	10,885
平成29年	1,799	2,032	2,259	1,892	2,358	618	10,958
平成30年	1,940	2,021	2,199	1,882	2,277	595	10,914
令和元年	1,908	1,963	2,317	1,872	2,349	514	10,923

資料：JAさらべつ

## (2) 商工業

商業面では、商店数・従業員数・年間販売額とも緩やかに減少しています。

工業面では、従業員4人以上の事業所が平成24年以降、2～4事業所（工業統計調査）で推移し、平成29年の工業統計調査では、従業員4人以上の事業所が2事業所で、従業員数は114人となっています。

表1-6 更別村における商店数・従業員数・年間販売額推移

年次	商店数	従業員数	年間販売額
平成14年	43	178人	358,612万円
平成16年	39	136人	326,576万円
平成19年	39	136人	326,576万円
平成26年	29	116人	320,609万円
平成28年	29	121人	302,648万円

資料：商業統計調査

表1-7 更別村における工業の推移

年次	事業所数	従業員数
平成24年	2	244
平成25年	2	178
平成26年	2	153
平成28年	4	157
平成29年	2	114

資料：工業統計調査

## 第2章 ごみ処理の状況

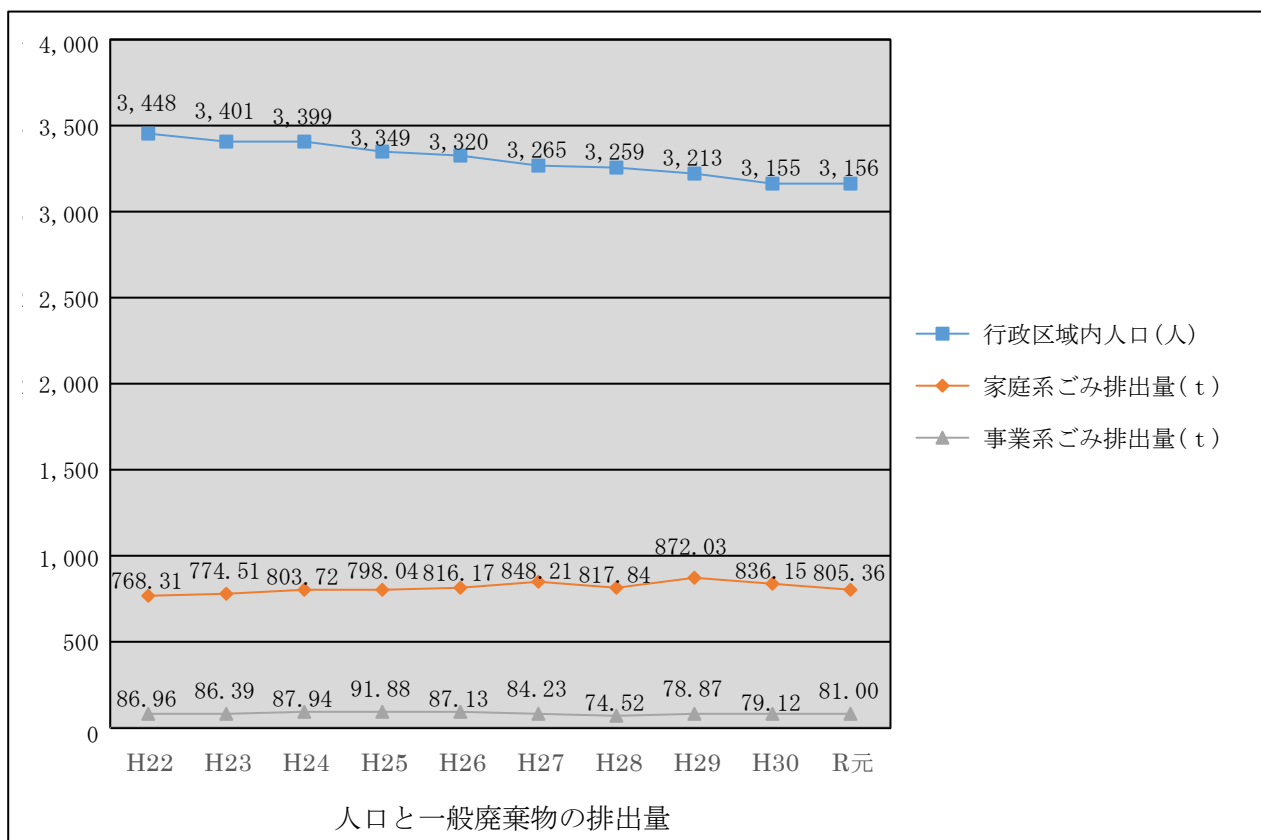
### 第1節 ごみの排出量

#### (1) 一般廃棄物の年間総排出量

##### ① 人口と一般廃棄物の排出量

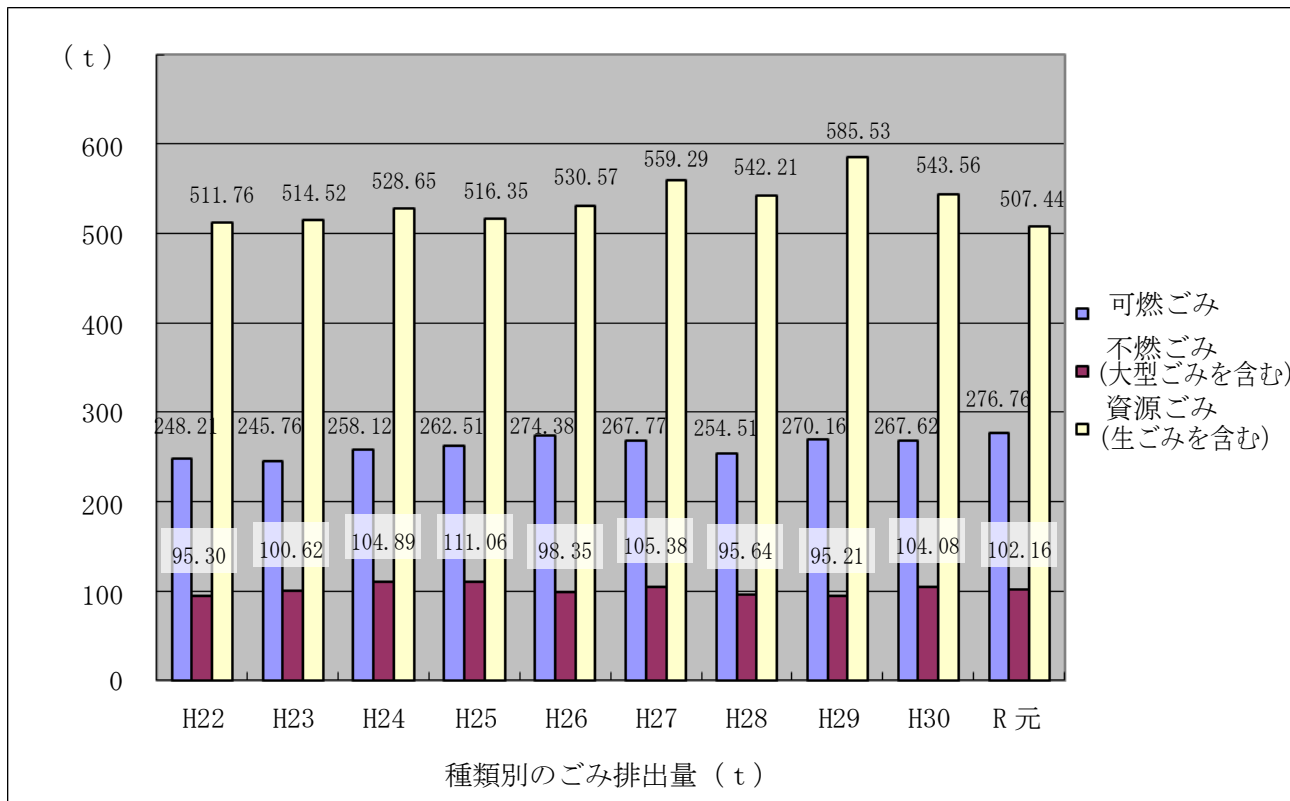
- 平成22年度から令和元年度までの行政区域内の人口は、緩やかに減少傾向となっております。

一般廃棄物の排出量は、平成22年度の855.27tからほぼ横ばいとなっており、令和元年度における一般廃棄物の総排出量は、平成22年度比3.64%と増加し、886.36tとなっており、家庭系ごみが805.36t、事業系ごみが81.00tとなっております。



## ② 種類別のごみ排出量

- 可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみは年によって多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向にあります。



## (2) 1人1日あたりの排出量

### ① 一般廃棄物の排出量

- 令和元年度の1人1日あたりの一般廃棄物の排出量（発生量から生ごみ処理量を除いた量）716.42gとなり、平成22年度比で13.64%増加しています。

### ② 家庭系ごみの排出量

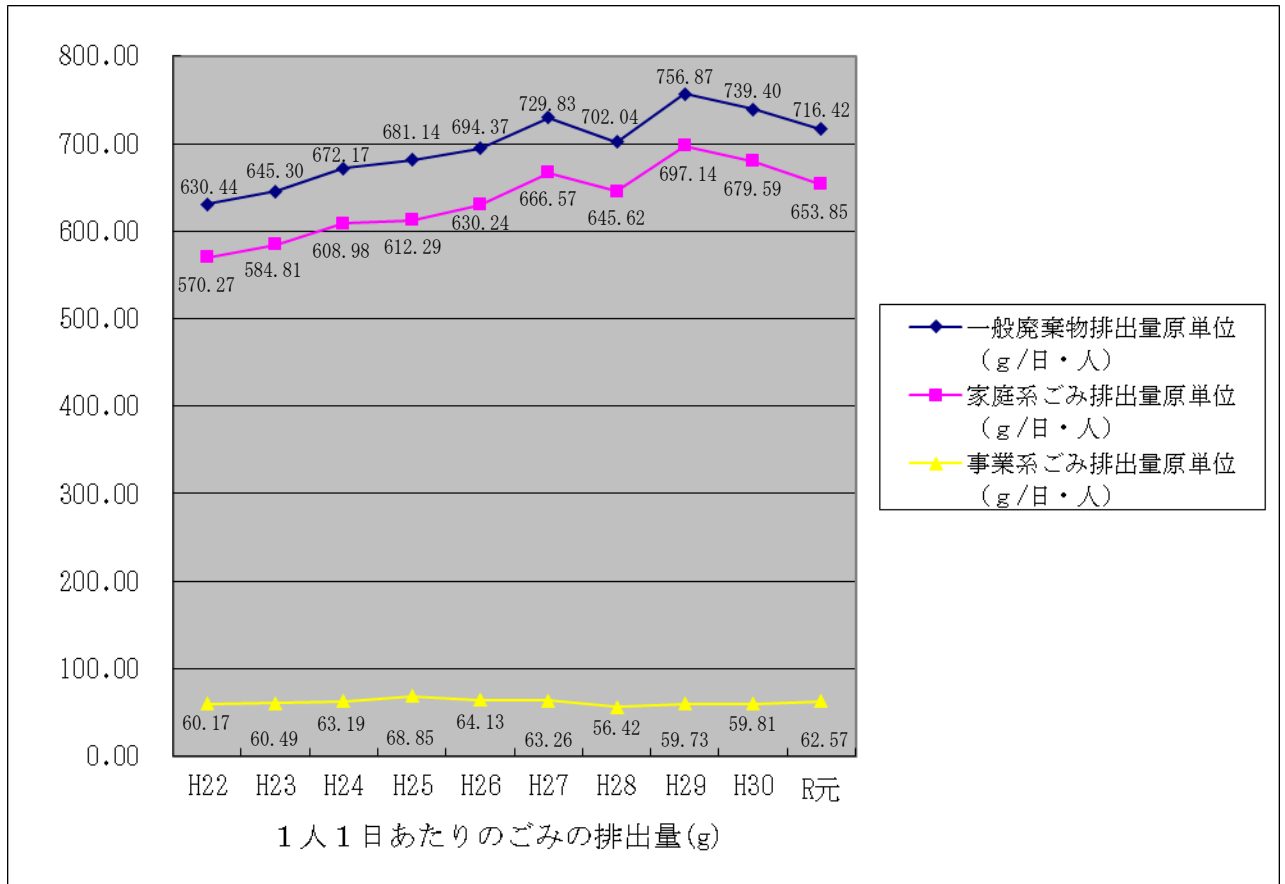
- 容器包装リサイクル法の施行に伴い、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集するため、リサイクルセンターでの受け入れ品目を拡充しながら3R（リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）を推進してきました。

令和元年度の村民1人あたり1日に排出しているごみの量は、653.85gで、平成22年度以降で最も多かった平成29年度697.14gと比べると6.21%減少しています。

③ 事業系ごみの排出量

- ・ 更別村の最終処分場として、昭和48年より利用していた上更別ごみ捨場を平成8年度末に閉鎖し、平成9年度から事業系ごみ処理の有料化を実施しました。ここ9年間の排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあります。

令和元年度の排出量は村民1人あたり62.57g/日で、平成22年度の60.17g/日と比べ3.99%の増となっています。



## 第2節 ごみ処理の現状

### (1) ごみ処理体制

一般家庭から排出されるごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、金属ごみ、資源ごみの一部（新聞、雑誌、その他紙類、ダンボール、紙パック、その他紙製容器類、ビン類、缶類、ペットボトル、その他プラスチック類）を計画的に巡回収集しています。この他にもリサイクルセンターにおいて、各戸による持ち込みに限定して、生ごみ、木屑、コンクリート、落ち葉・芝生・花殻類、食用油、小型家電（家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法対象品を除く）、蛍光灯、乾電池、繊維製品の受け入れを行っています。

また、事業系ごみの処理は、事業者の責任としています。このため、ごみ処理施設（十勝圏複合事務組合 くりりんセンター）に搬入する場合は、自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入としています。

## (2) 収集運搬の現状

### ① 分別区分・排出方法・収集方法

- 更別村における家庭系ごみの分別区分、排出方法、収集方法は次図のとおりです。

分別区分	代表品名・品目等	排出方法	巡回収集方法	
			市街地区	農村地区
燃やせるごみ	木製品 紙類 絹・綿製品 草・花・木の枝 生理用品 紙おむつ 動植物性の残渣等 その他	指定ごみ袋（有料） 巡回収集	路上及びごみステーション 週2回	各行政区会館ごみステーション 週1回
燃やせないごみ	ガラス・鏡 プラスチック 陶器類 ゴム類 その他	指定ごみ袋（有料） 巡回収集	路上及びごみステーション 週1回	各行政区会館ごみステーション 週1回
大型ごみ	長辺・径が1 m以上2 m以下で重量100 kg以下のもの	指定シール添付（有料） 巡回収集	路上及びごみステーション 年2回	各行政区会館ごみステーション 年2回
資源ごみ（リサイクルセンター受入品目）	新聞 雑誌 その他紙類 ダンボール 紙パック その他紙製容器類 ビン類 缶類 ペットボトル その他プラスチック類	直接持込または巡回収集（無料）	路上及びごみステーション 月2回	各行政区会館ごみステーション 月2回
	金属ごみ	直接持込（4月～11月） または巡回収集（無料）	路上及びごみステーション 年1回	各行政区会館ごみステーション 年1回
	生ごみ 小型電気製品（家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法対象品を除く）	直接持込に限る（無料）		
	木屑 コンクリート 落ち葉・芝・花殻類 食用油 繊維製品（布地の衣類） かばん、靴	直接持込に限る（無料）  ※木屑、コンクリート、 落ち葉・芝・花殻類（4月～11月）		
有害ごみ（リサイクルセンターで受入）	蛍光管・乾電池	直接持込に限る（無料）		
家電リサイクル法対象機器	テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機	小売業者、製造業者等へ引き渡し（有料、自己処理）		
パソコンリサイクル法対象機器	パソコン本体 パソコンモニター	メーカーへ引き渡し（有料、自己処理）		

② ごみ回収事業の推移

- 平成 4 年度 リサイクルセンターを設置。古紙類、紙類、ビン類の受入開始。
- 平成 11 年度 農村地区の燃やせるごみの巡回収集開始。
- 平成 12 年度 リサイクルセンターにおいて、ペットボトル、食用油、乾電池、蛍光管の受入開始。  
缶類、びん類、ペットボトルの巡回収集開始。
- 平成 13 年度 リサイクルセンターにおいて、木屑、金属、ガレキ類、生ごみの受入開始。  
新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、その他紙性容器類の巡回収集開始。
- 平成 15 年度 その他紙類、その他プラスチック類の巡回収集開始。
- 平成 16 年度 リサイクルセンターにおいて、落ち葉・芝・花殻の受入開始。
- 平成 17 年度 リサイクルセンターにおいて、繊維製品の受入開始。
- 平成 25 年度 リサイクルセンターにおいて、小型家電（家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法対象品を除く）の受入開始。
- 平成 28 年度 リサイクルセンターにおいて、靴・かばん類の受入開始。

③ 家庭系ごみ処理の有料化

- 家庭系ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じて費用負担をすることにより負担の公平化を図ることが必要であることと、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進し生活環境の保全を図るため、平成 15 年 10 月から開始しました。

【家庭系ごみ処理手数料】

区 分	種 類	金 額
燃やせるごみ	5 リットル袋	20 円
	10 リットル袋	40 円
	20 リットル袋	80 円
	30 リットル袋	120 円
	45 リットル袋	160 円
燃やせないごみ	5 リットル袋	20 円
	10 リットル袋	40 円
	20 リットル袋	80 円
	30 リットル袋	120 円
	45 リットル袋	160 円
大型ごみ	1 個	500 円



### (3) 処理・処分の現状

更別村のごみは、中間処理及び最終処分を十勝圏複合事務組合で十勝管内の市町村と共同処理しており、処理施設は事務組合の施設 くりりんセンター及び組合が委託する民間施設 十勝リサイクルプラザです。

また、リサイクルセンターで受け入れている、木屑、コンクリート、落ち葉・芝生・花殻類は、村内の一般廃棄物処理業許可業者に委託して中間処理しています。

#### ① 中間処理、処分施設の概要

- ・ 現在のくりりんセンターは、旧清掃工場、旧破碎処理工場の処理能力の限界や老朽化などから、平成5年度に十勝環境複合事務組合（現十勝圏複合事務組合）が建設に着手し平成8年10月から供用を開始しました。

くりりんセンターでは、償却、火災施設のほかに、くりりん発電所（汽力発電、ガスタービン発電）、くりりんプラザ（環境体験学習）、くりりんパーク（パークゴルフ場）を備えています。

なお、くりりんセンターの老朽化とあわせて、将来的に十勝全市町村がくりりんセンターへ搬入する方針であるため、新たなごみ処理施設を建設し、令和9年度から使用開始する予定です。

【ごみの中間処理施設】

■ごみの中間処理施設 くりりんセンターの概要

施設の名称	くりりんセンター
所在地	帯広市西24条北4丁目1番地5
敷地面積	73,041 m <sup>2</sup> (内ごみ処理施設用地面積 47,006 m <sup>2</sup> )
竣工年月	平成8年9月 供用開始 平成8年10月1日
施設の概要	<p><b>【焼却施設】</b> 鉄筋コンクリート造・鉄骨造、延床面積 15,257 m<sup>2</sup> 330 t/日 (110 t/24 h × 3 炉)</p> <p><b>【破碎施設】</b> 鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造、延床面積 6,386 m<sup>2</sup> 110 t/5 h</p> <p><b>【軽量所】</b> 鉄骨造、延床面積 24 m<sup>2</sup></p> <p><b>【管理棟】</b> 鉄筋コンクリート造、延床面積 1,774 m<sup>2</sup></p> <p><b>【発電所】</b> 汽力発電所：発電機出力 8,235 kVA (7,000 kW) ガスタービン発電所：発電機出力 2,000 kVA (1,600 kW)</p>
総事業費	169億7,420万円
利用市町村 (13 団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 (旧忠類地区は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町、清水町、本別町、足寄町、陸別町

■資源ごみの中間処理施設 十勝リサイクルプラザの概要

施設の名称	十勝リサイクルプラザ(民間施設)
所在地	帯広市西23条北4丁目6番地5
敷地面積	30,787㎡
竣工年月	平成15年3月 供用開始 平成15年4月1日
施設の概要	<p><b>【リサイクル棟】</b> 鉄骨造、延床面積5,201㎡ ビン、缶、ペットボトル、その他プラスチック、その他紙類 選別・圧縮</p> <p><b>【保管棟】</b> 鉄骨造、延床面積1,212㎡ 上記処理品目と紙類(新聞、雑誌、ダンボール)、鉄類</p> <p><b>【軽量棟】</b> 鉄骨造、延床面積350㎡</p> <p><b>【管理棟】</b> 鉄骨造、延床面積755㎡</p>
設置者	(株)ウインクリン(十勝圏複合事務組合が資本参加26%)
利用市町村 (8団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類地区は除く)、池田町、豊頃町

【ごみの最終処分場】

施設の名称	うめ〜るセンター美加登
所在地	中川郡池田町字美加登279番10
敷地面積	166,000㎡
竣工年月	平成23年4月 供用開始 平成23年4月
施設の概要	<p><b>【埋立面積】</b> 27,029㎡</p> <p><b>【埋立容積】</b> 311,000㎡</p> <p><b>【残容量】</b> 令和元年度末 190,910㎡</p> <p><b>【埋立方式】</b> 準好気性埋立方式</p> <p><b>【排水処理】</b> 処理水量：25㎥/日 処理方式：無放流循環方式(凝集沈殿、逆浸透膜、埋立地散水)</p>
利用市町村 (13団体)	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類地区は除く)、池田町、豊頃町、浦幌町、清水町、本別町、足寄町、陸別町

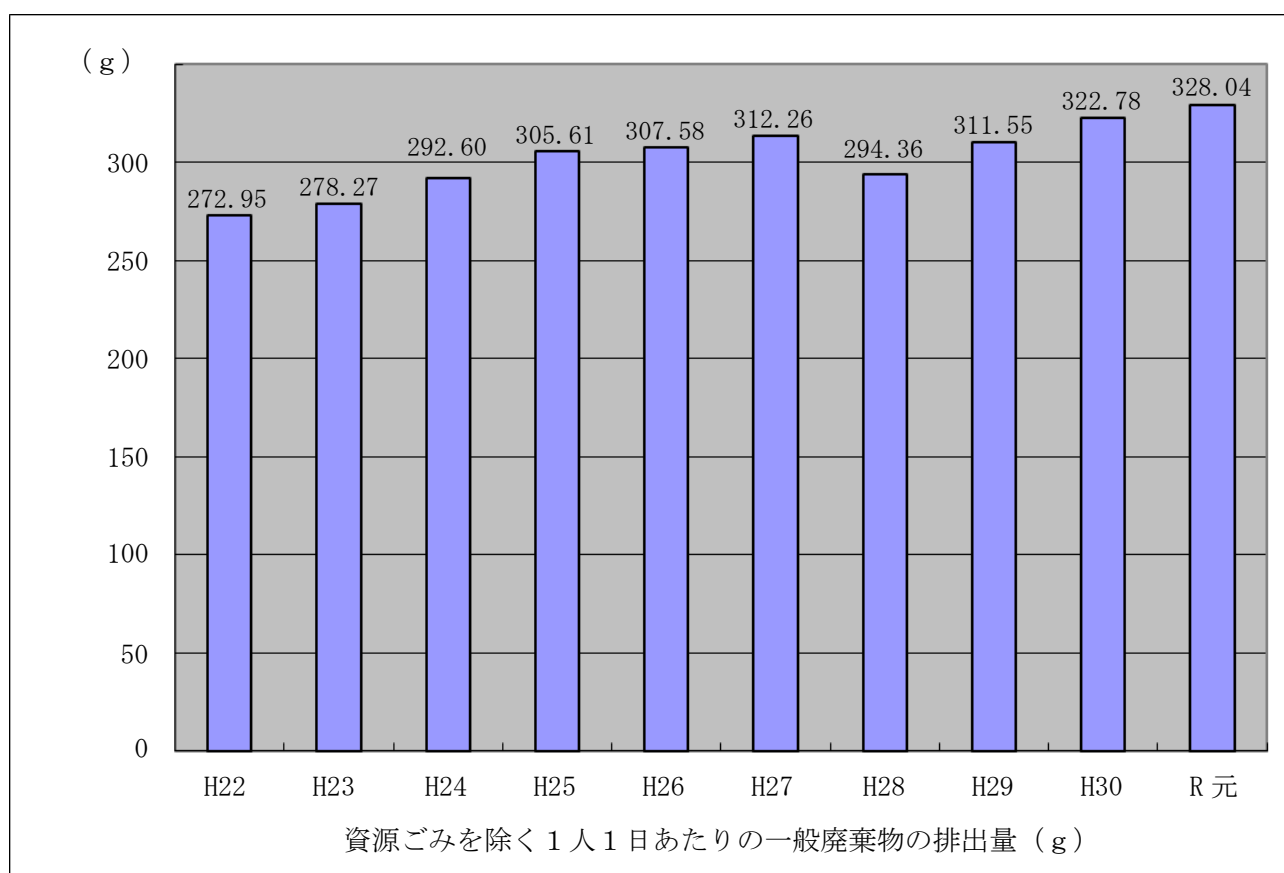
### 第3節 資源化の状況

#### (1) ごみの減量化、資源ごみ量の推移

##### ① 資源ごみを除く、1人1日あたりのごみ排出量

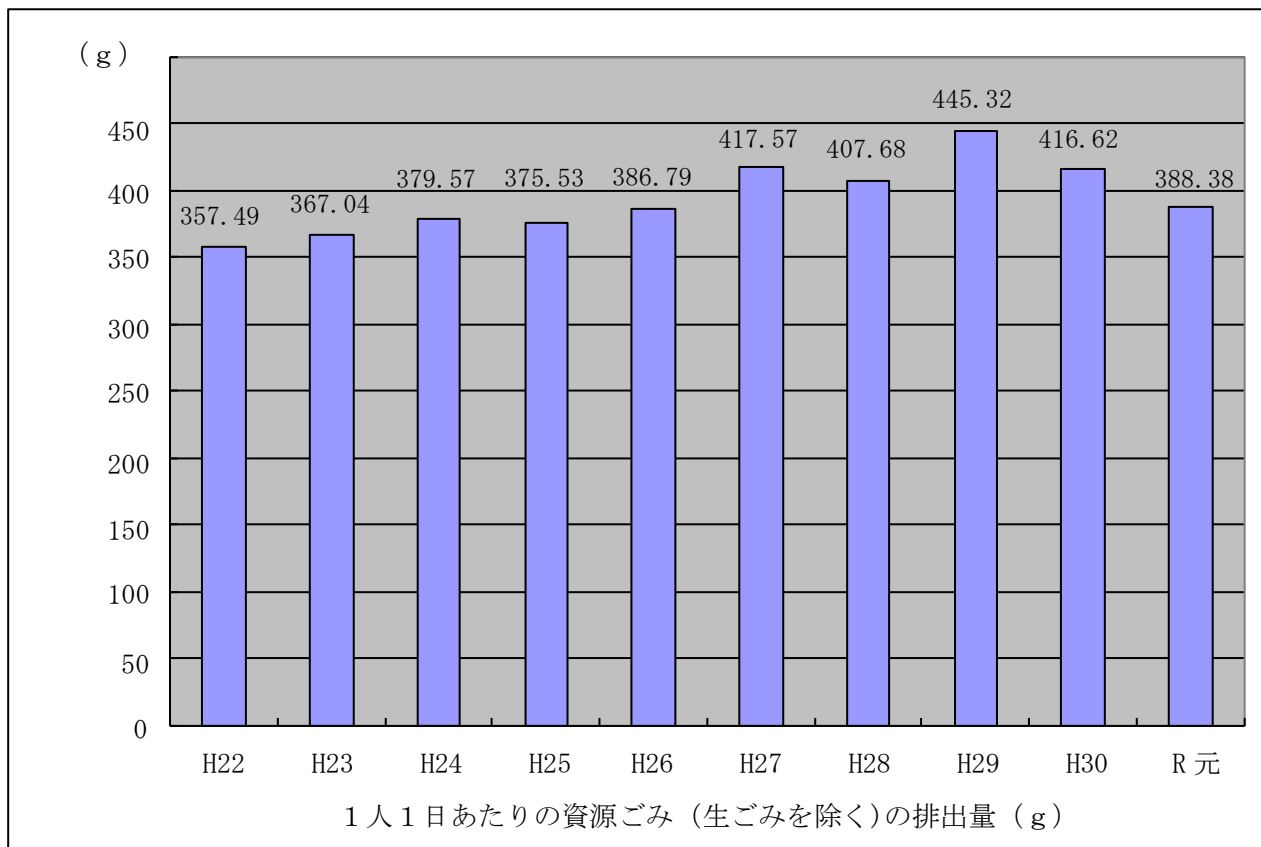
- 平成22年度以降における1人1日あたりの資源ごみを除くごみの排出量の推移は次図のようになっています。

平成22年度の排出量は272.95g/日でその後徐々に増加し、令和元年度は328.04g/日となっています。この期間内での増加率は20.18%となっています。



② 資源ごみ（生ごみを除く）の排出量

- ・ 生ごみを除く資源ごみの1人1日あたりの排出量は、平成22年度から多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの量となっております。



## (2) ごみの減量化・資源化の取り組み状況

### ① リサイクルセンターの運営

- ・ 村では平成4年度にリサイクルセンターを設置し、古紙類、缶類、ビン類の受け入れを開始しました。平成11年度に増設し、平成12年度からペットボトル、食用油、乾電池、蛍光灯、平成13年度から木屑、ガレキ類、金属、生ごみ、平成16年度から落ち葉・芝・花殻、平成17年度から繊維製品、平成25年度から小型家電類（家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法対象品を除く）、平成28年度から靴・かばん類の受け入れを始め、品目の拡充を図ってきています。

### ② 資源ごみの巡回収集

- ・ 平成12年度からリサイクルセンターで受け入れている資源ごみのうち、毎月1回、缶類、ビン類、ペットボトルの巡回収集を始めました。平成13年度からは紙類を加え月2回の収集とし、さらに平成15年度には、その他プラスチック類、その他紙類を加えています。

### ③ 家庭用生ごみ処理容器（コンポスター）の購入費助成

- ・ 更別村環境美化推進協議会では、家庭から排出される生ごみの自然処理を促進し、ごみの減量化を図るため、コンポスターの購入を希望する方に1世帯2個を上限に、1個につき3,000円の購入費助成を行っています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
コンポスター購入費 助成数（個）	21	12	12	21	5	6	4	4	8	8

### ④ 生ごみの独自処理

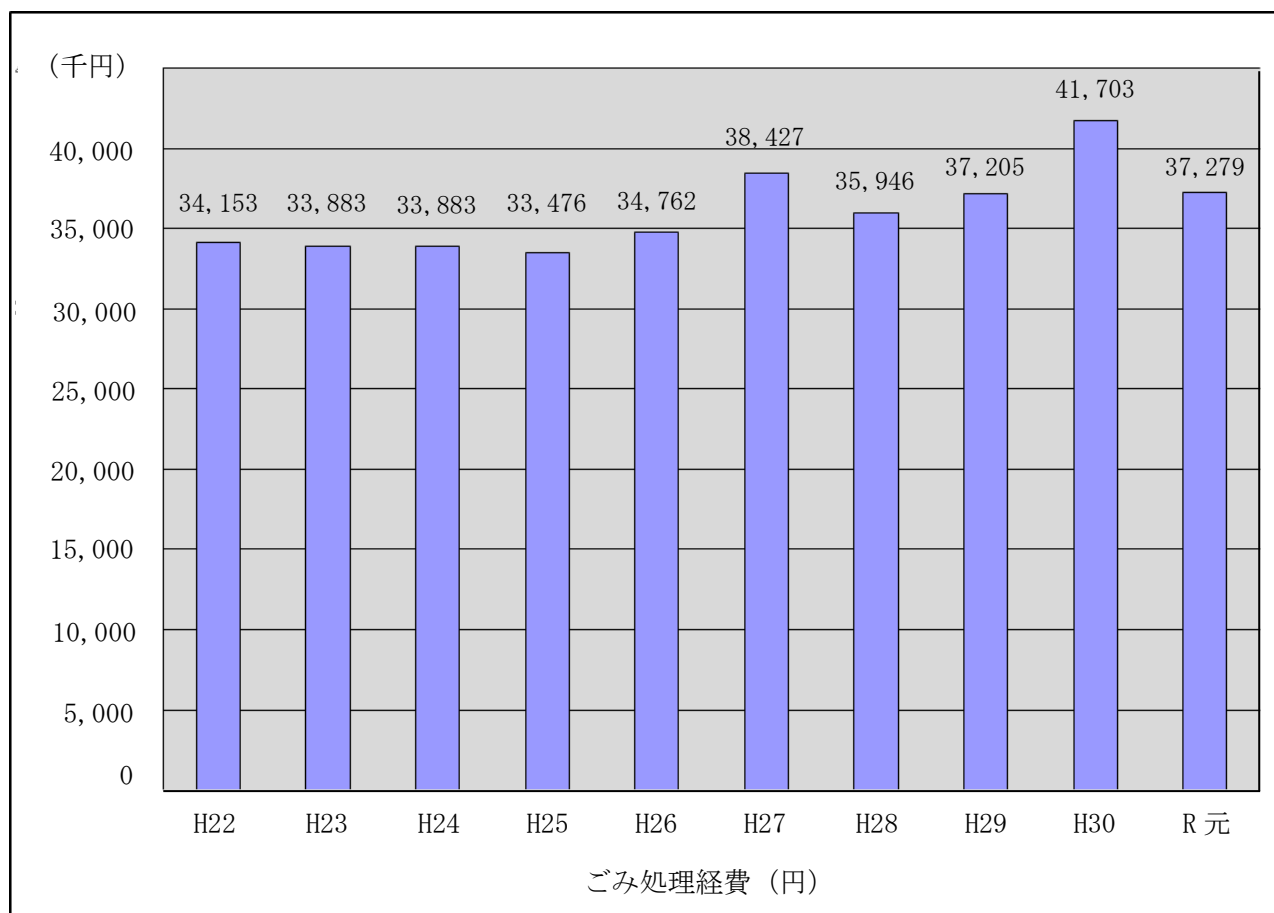
- ・ 平成13年度からリサイクルセンターで受け入れている生ごみを生ごみ乾燥処理機で堆肥化しています。主に一般家庭から排出されるものを対象としていますが、生ごみ処理能力の余力を活用して行政関係施設（給食センター、高齢者福祉施設）や食堂などの事業者から排出される生ごみも処理しています。なお、事業系の生ごみは処理手数料として1キロ5円を徴収しています。

#### 第4節 ごみ処理費の現状

ごみの処理費には、収集運搬にかかる業務委託費用、中間処理と最終処分にかかる十勝圏複合事務組合への負担金、リサイクルセンターの管理業務委託費用などがあります。

令和元年度のごみ処理経費は、37,279千円となっており、村民1人あたり約12千円かかっています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
ごみ処理 経費(円)	34,153 千円	33,883 千円	33,883 千円	33,476 千円	34,762 千円	38,427 千円	35,946 千円	37,205 千円	41,703 千円	37,279 千円



## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本方針

#### (1) ごみの排出抑制と循環型社会の構築

村民一人ひとりのライフスタイルを環境に配慮したものに変え、廃棄物の発生を極力抑制することに努め、資源としての再利用を図るリサイクルを推進し、さらに省資源・省エネルギー社会を構築していきます。

#### (2) 計画に定める事項

本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定めます。

- ① ごみの発生量及び処理量の見込み
- ② ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- ④ ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- ⑤ ごみの処理施設の整備に関する事項
- ⑥ 課題と対応
- ⑦ その他ごみの処理に関し必要な事項

### 第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み

#### (1) 人口の予測

平成30年3月策定の「第6期更別村総合計画」(計画期間:平成30年度～令和9年度)における人口指標は、人口が減少しながらも当初計画に沿って住民の定住や村外からの移住を促進し、子育て支援や安定した医療体制の確保など、誰もが、いつまでも住み続けたいまちづくりを継承していくことで人口の減少を抑制していくことを目指すとしており、令和9年度の目標人口を3,180人と設定しています。

ただし、総合計画策定から2年を経過した令和元年度(令和2年3月31日現在)の住民基本台帳人口が3,156人であり、すでに総合計画の目標人口を下回っていることから総合計画で定めた令和9年の目標人口をそのまま本計画における将来人口に当てはめると人口増の予測となり計画に矛盾が生じます。そこで、本計画では将来人口を算出する際の基準値を令和元年度(令和2年3月31日現在)の住民基本台帳人口の実績値とし、総合計画の目標人口を算出する際に使用した令和元年から令和9年までの減少率△3.43%を適用し令和12年の目標人口を3,007人と設定しています。



表 3-1 将来人口の予測

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
将来人口の 予測(人)	3,129	3,115	3,102	3,088	3,075	3,061	3,048	3,034	3,021	3,007

## (2) ごみ排出量の予測

本村における令和元年度の1人1日あたりのごみ排出量は、716.42gとなっています。

ごみ排出量の予測にあたっては、近年の1人1日あたりのごみの排出量が多少の増減はあるもののほぼ横ばいで推移していることから、1人1日あたりのごみの排出量が令和元年度の水準を維持するものとし、各年度のごみの排出量の予測値は令和元年度の一人一日あたりのごみの排出量に各年度の推計人口を乗じた数量としています。

表 3-2 ごみ排出量の予測

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ排出の 予測(t)	820.43	816.89	813.28	809.79	806.24	802.70	799.15	795.60	792.05	788.51

## (3) 廃棄物の減量化の目標量

### ①北海道の目標

北海道廃棄物処理計画（令和2年3月「第3章 目標及び施策展開の基本的な考え方」）による目標値は、表3-3のとおりです。

表 3-3 北海道廃棄物処理計画の目標値

区分	現状	目標	削減率
	平成29年度	令和6年度	
一般廃棄物総排出量(t)	1,873,000.00	1,700,000.00	9.24%
1人1日あたりのごみ排出量(g)	961.00	900.00	6.35%

この北海道の目標値を更別村にあてはめてみると、表3-4のようになります。

表 3-4 北海道の目標値を更別村に適用した場合

更別村の状況	現状	北海道の目標→更別村に置換	
	平成29年度	令和6年度	削減率
一般廃棄物総排出量(t)	887.61	805.59	9.24%
1人1日あたりのごみ排出量(g)	756.87	708.81	6.35%

## ②更別村の目標値の設定

本村の令和元年度のごみ排出量は、716.42g/日・人であり、北海道の令和6年度の目標値900gと比べても-183.58gと少ない状況です。

これは、リサイクルセンターでの資源ごみの回収による再生利用とごみ処理の有料化による排出抑制を促進してきたこととあわせ、ごみの適正な排出に住民協力が得られていることなどによる成果だと考えられます。

このことから、令和12年度における目標値は、北海道廃棄物処理計画の目標削減率を元に計算した結果9.07%の削減となることから、更別村は10%の削減することとし、644.78g/日・人とします。

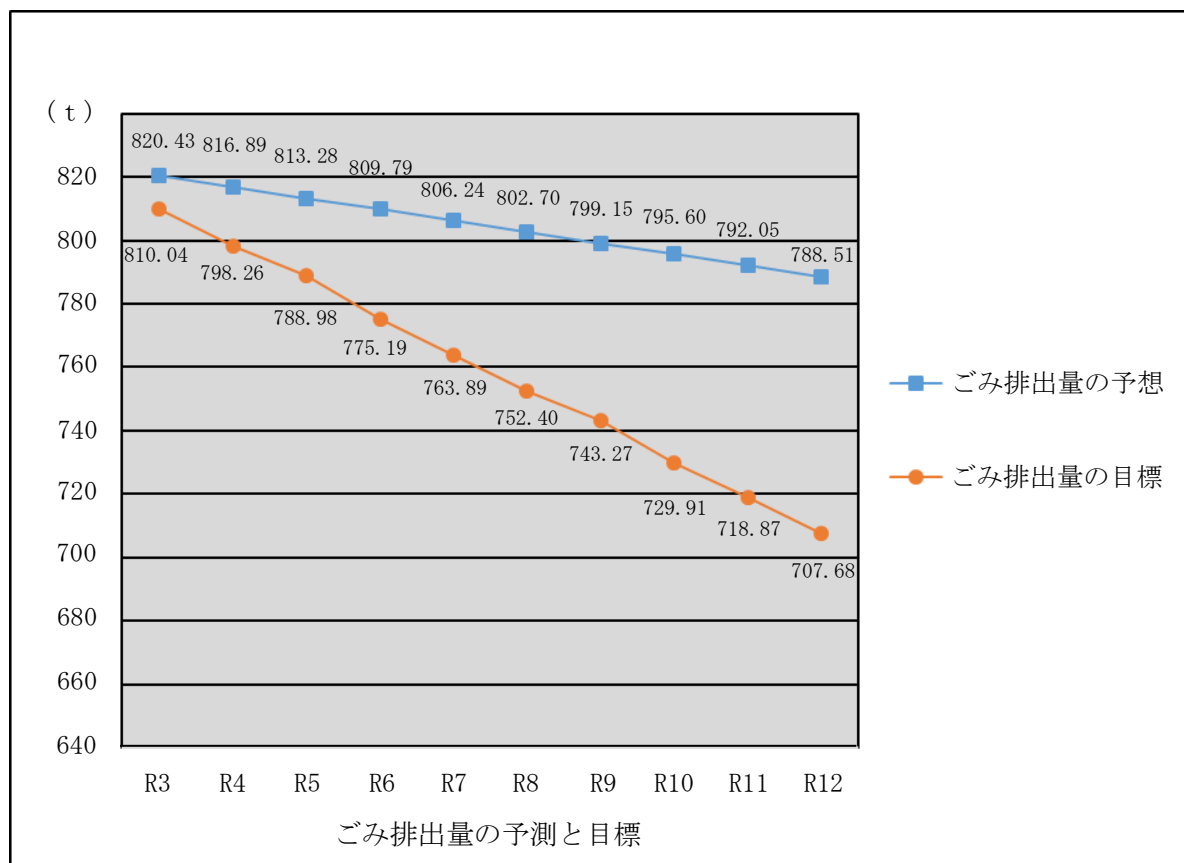
また、一般廃棄物総排出量は、644.78g/日・人×人口推計値とし、707.68tとします。

表3-5 ごみ排出量の目標

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ排出量の目標 (t)	810.04	798.26	788.98	775.19	763.89	752.40	743.27	729.91	718.87	707.68

※令和12年度における1人1日あたりの排出目標値=644.78g

図3-1 ごみ排出量の予測と目標



### 第3節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの減量化・資源化を図るためには、村民・事業者・行政それぞれの役割を明確に示し、役割に応じた方策を確実に実施するとともに相互に強調しながら一体となって取り組んでいかなければなりません。そのため、目標達成に向けた三者の具体的な方策を示し、取り組みを強化していくものとします。

#### (1) 村の役割

##### ① 環境教育、普及啓発の充実

- ・ 広報さらべつやホームページ、チラシ等により、村民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行います。

##### ② 容器包装廃棄物の排出抑制

- ・ 過剰包装を抑制するよう、村民、事業者に対する啓発を行います。また、買物袋持参運動（マイバック運動）を推進します。

##### ③ リユース容器の利用促進

- ・ 地域において、リユースびん等リユース容器の利用・返却・再利用の促進が図られるよう普及啓発に努めます。

##### ④ 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

- ・ 本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについて、その削減に向けて事業者や住民への呼びかけに努めます。

##### ⑤ 環境物品等の使用促進

- ・ 更別村役場も事業者として積極的にグリーン購入を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

##### ⑥ 家庭用生ごみ処理容器（コンポスター）購入費助成

- ・ 更別村環境美化推進協議会を通じて行っている、家庭用生ごみ処理容器の購入費助成事業を継続します。また、リサイクルセンターでの生ごみの受け入れを継続し堆肥化に努め、ごみの減量化を促進します。

##### ⑦ 不用品交換運動の推進

- ・ 家庭で不要になったものの再利用の機会を促進するため、村民や団体が行うフリーマーケットの活動を支援します。

## (2) 村民の役割

### ① 資源ごみとしての排出

- ・ 資源となる物については一般廃棄物として出さず、資源ごみとして出すように努めます。

### ② 商品購入時の適正包装

- ・ 商品購入時には簡易・適正包装商品を選択し、過剰包装を求めないようにします。また、買物袋持参運動（マイバック運動）を推進し、包装ごみやレジ袋の減量化に努めます。

### ③ 生ごみ堆肥化事業への参加

- ・ 生ごみを燃やせるごみとして排出せず、コンポスターの利用やリサイクルセンターに持ち込むことにより堆肥化するように努めます。

### ④ 物を大切にす

- ・ 物を大切にし、破損や故障したときには安易な買い替えをせず、修理・修繕をすることにより物の寿命を伸ばし、長く使用するように努めます。

### ⑤ 不用品の再利用

- ・ 家庭の不用品はフリーマーケットやリサイクルショップを活用するなど、再利用するように努めます。

### ⑥ 環境に配慮した商品の利用

- ・ 使い捨て商品の利用を控え、寿命の長い商品や詰め替えのできる商品、リサイクル製品を購入するなど、環境に配慮されたものを購入するように努めます。

## (3) 事業者の役割

### ① 発生源における排出抑制

- ・ 事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの抑制に努めます。

### ② 事業系ごみの減量化

- ・ 事業活動に耐久性のある製品を利用するなど、排出されるごみの減量化を図るよう努めます。

③ 過剰包装の抑制

- ・ 商品の販売時に過剰包装とならないように努め、レジ袋の減量化に努めます。

④ 流通・販売段階における排出抑制

- ・ 繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品を選択するよう勧めるとともに、可能な限り包装材の使用抑制に努め、簡易・適正包装や買物袋持参運動(マイバック運動)を推奨します。また、修理可能な製品については、安易に廃棄処分されないよう修理体制の充実に努めます。

## 第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

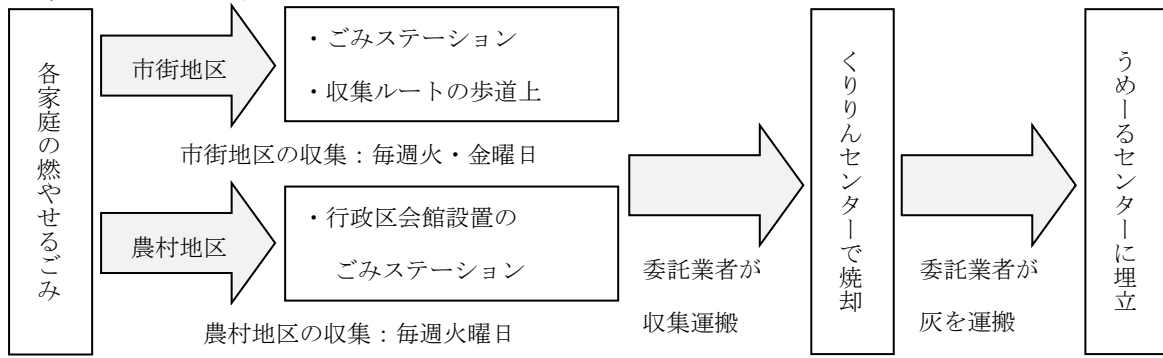
### (1) 家庭系ごみ

家庭から排出されたごみを資源化するためには、排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要になります。本村では次のとおりごみの種類及び分別の区分を定め、計画的な分別収集、再生を進めるものとしします。

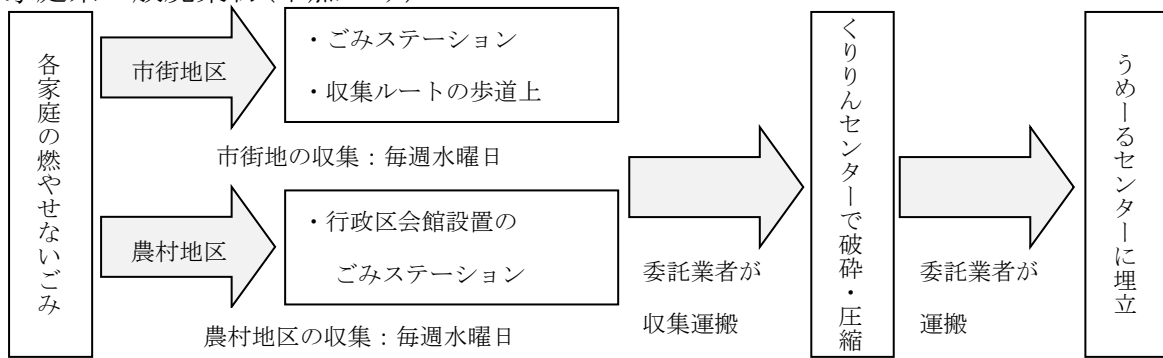
分別区分	代表品名・品目等	中間処理施設等
燃やせるごみ	木製品 紙類 絹・綿製品 草・花・木の枝 生理用品 紙おむつ 動植物性の残渣等 その他	くりりんセンター
燃やせないごみ	ガラス・鏡 プラスチック 小型電気製品（家電リサイクル法対象品以外） 陶器類 ゴム類 その他	
大型ごみ	長辺・径が1 m以上2 m以下で重量100 kg以下のもの	
金属ごみ	石油ストーブ 煙突 鍋 フライパン その他（金属80%以上のもの）	民間事業者
資源ごみ（リサイクルセンター受入品目）	新聞 雑誌 その他紙類 ダンボール 紙パック その他紙製容器類 ビン類 缶類 ペットボトル その他プラスチック容器	十勝リサイクルプラザ
※以下のごみはリサイクルセンターへ直接持込に限る		
資源ごみ（リサイクルセンター受入品目）	木屑 ガレキ類 落ち葉・芝・花殻類 食用油 繊維製品（布地の衣類）、靴、鞆	民間事業者
	生ごみ	堆肥化
有害ごみ	蛍光管・乾電池	くりりんセンター

## (2) ごみの処理フローチャート

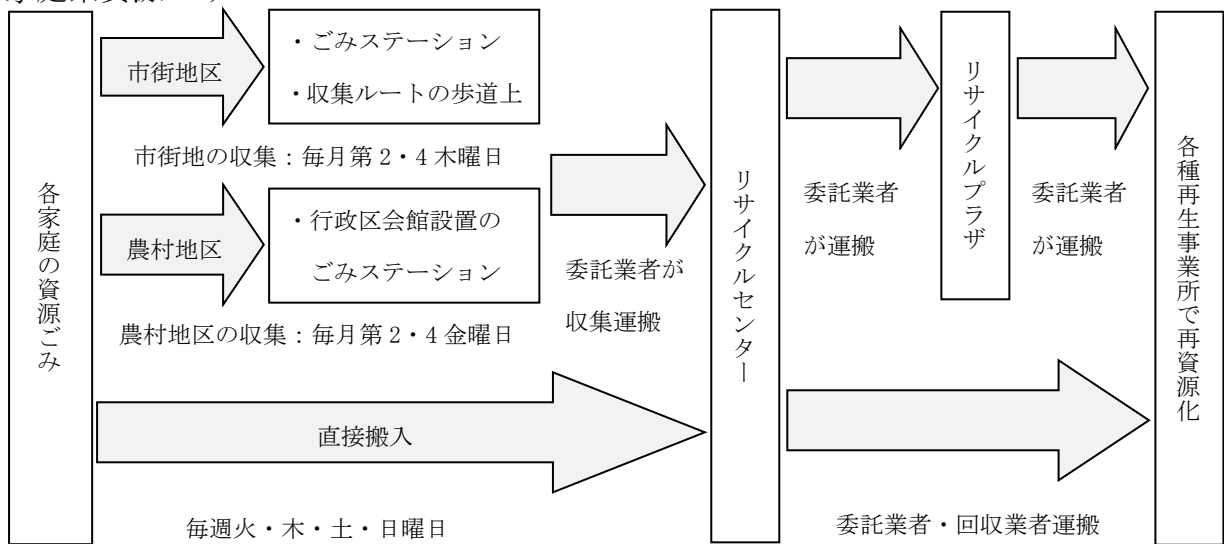
### ① 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）



### ② 家庭系一般廃棄物（不燃ごみ）



### ③ 家庭系資源ごみ



## (3) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正に処理することを基本としています。事業者は3Rの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取り組みに努めるものとします。

## 第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

### (1) 収集・運搬計画

基本的には現状の収集運搬体制を継続していくものとしますが、容器包装リサイクル法をはじめとするリサイクル関連法の施行に応じて収集体制や収集日程の見直しを図るものとします。

#### ① 一般廃棄物（家庭系ごみ）

- ・ 家庭系ごみは、市街地区においては路上及びごみステーション、農村地区においては各行政区会館ごみステーションにおいての収集とし、回数については当面現状のとおり継続していきます。

ア 燃やせるごみ：市街地区 週2回、農村地区 週1回

イ 燃やせないごみ：市街地区 週1回、農村地区 週1回

ウ 大型ごみ：市街地区・農村地区 年2回

エ 金属ごみ：市街地区・農村地区 年1回

オ 資源ごみ

新聞、雑誌、その他紙類、ダンボール、紙パック、その他紙製容器類、ビン類、缶類、ペットボトル、その他プラスチック類：市街地区・農村地区 月2回

#### ② 一般廃棄物（事業系ごみ）

- ・ 事業系ごみについては、事業者の自己責任において適正に処理することを基本とし、自己搬入又は許可業者による処理とします。

#### ③ その他

- ・ バッテリー、廃油、消火器、タイヤ、ガスボンベなどの処理困難物については、販売店に引取りを依頼するよう周知するなど、適正処理を推進するよう努めます。

### (2) 中間処理・最終処分

中間処理と最終処分については、十勝圏複合事務組合（くりりんセンター・十勝リサイクルプラザ・一般廃棄物最終処分場）において、ごみの焼却・破砕処理と埋立処分、資源ごみの選別・資源化が行われています。今後も事務組合と連携し、適正な処理・処分を進めます。



## 第6節 ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設の整備については、十勝圏複合事務組合の整備計画と調整を図りながら推進していくものとします。

現在の中間処理施設、最終処分場の概要については、第2節 ごみ処理の状況 (3) 処理・処分の現状 ①中間処理、処分施設の概要 に記載のとおりです。

## 第7節 課題と対応

家庭からごみとして出された物の中に分別されていなかったり、指定ごみ袋に入っていない等、ルールが守られていないごみがステーションに入れられ、回収されないケースがみられます。対策として、ごみを出した本人を特定できた場合は直接指導をして分別させたり、特定できなかった場合はチラシの配布をしたりしてきましたが、一定期間経過しても放置したままのごみについては村担当課で処理している状態です。

今後、広報誌やチラシの全戸配布のチラシ等を工夫し、啓蒙の強化を図ります。

## 第8節 その他ごみの処理に関し必要な事項

### (1) 村民、事業者、関係機関との協力体制

#### ① 村民、事業者との連携

- ・ 地域におけるごみの減量・リサイクルを推進するため、ボランティア活動や事業者の取り組みを支援し連携を図っていきます。

#### ② 国、北海道、十勝圏複合事務組合との連携

- ・ 循環型社会の形成に向けた広域的な取り組みや、住民の多様なニーズに適切に対応するため、国、北海道、十勝圏複合事務組合等関係機関との連携を図っていきます。

### (2) 不適正処理への対策

#### ① 排出ルールの徹底

- ・ ごみを適正に処理するためには、排出時点で確実に分別されていなければなりません。適切な分別に対する啓蒙を図り、一層の協力を求めています。

#### ② 資源ごみの適正排出

- ・ リサイクルセンターでの資源ごみの受け入れにあたり、適正な分別がされていないもの、汚れが付着しているもの、受け入れできないものの置き去り等が見られます。作業員による指導を強化し、より適正な排出に向けて協力を求めています。

### (3) 災害対策

更別村地域防災計画において、清掃計画を定め所要の措置を講ずることとしています。

### (4) 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物処理業の許可申請があった場合は、一般廃棄物の処分量が既に許可している者の処理能力の範囲以内であれば新たな許可はしないこととします。ただし、既に許可しているものとは別の方式等によりリサイクル化を図るなど、新たな見地から検討を要するものは、その検討結果により許可の可否を決定します。

## 資料編

### 更別村における年度別ごみ発生量及び処理量の実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政区域内人口（人）（年度末）	3,448	3,401	3,339	3,349	3,320	3,265	3,259	3,213	3,155	3,156
家庭系ごみ発生量（t/年）	768.31	774.51	803.72	798.04	816.17	848.21	817.84	872.03	836.15	805.36
家庭系ごみ排出量	717.69	727.95	755.53	748.45	763.73	796.54	767.99	817.56	782.60	755.26
可燃ごみ	192.22	189.67	197.70	196.44	200.30	196.05	190.75	201.96	201.70	205.89
不燃ごみ	72.40	77.46	83.15	89.63	90.74	97.43	88.21	89.10	95.98	95.88
大型ごみ	3.16	3.95	3.77	3.34	3.98	4.07	4.08	4.26	5.15	4.88
資源ごみ	449.91	456.87	470.91	459.04	468.71	498.99	484.95	522.24	479.77	448.61
生ごみ排出量（堆肥化）	50.61	46.56	48.19	49.59	52.44	51.67	49.85	54.47	53.54	50.09
リサイクルセンター受入	39.66	35.75	36.93	38.40	41.03	40.50	38.98	42.96	42.05	38.36
コンポスト自家処理	10.95	10.81	11.26	11.19	11.41	11.17	10.87	11.51	11.49	11.73
事業系ごみ発生量（t/年）	86.96	86.39	87.94	91.88	87.13	84.23	74.52	78.87	79.12	81.01
事業系ごみ排出量	75.73	75.30	78.39	84.16	77.71	75.60	67.11	70.05	68.87	72.27
可燃ごみ	55.99	56.09	60.42	66.07	74.08	71.72	63.76	68.20	65.92	70.87
不燃ごみ	19.74	19.21	17.97	18.09	3.63	3.88	3.35	1.85	2.95	1.40
生ごみ排出量（リサイクルセンター堆肥化）	11.23	11.09	9.55	7.72	9.42	8.63	7.41	8.82	10.25	8.74
ごみ発生量合計（t/年）	855.27	860.90	891.66	889.92	903.30	932.44	892.36	950.90	915.26	886.36
ごみ発生量原単位（g/日・人）	679.58	691.61	718.71	728.02	745.42	780.29	750.17	810.83	794.79	767.35
ごみ排出量合計（t/年）	793.42	803.25	833.92	832.61	841.44	872.14	835.10	887.61	851.47	827.53
ごみ排出量原単位（g/日・人）	630.44	645.30	672.17	681.14	694.37	729.83	702.04	756.87	739.40	716.42
可燃ごみ排出量合計（t/年）	248.21	245.76	258.12	262.51	274.38	267.77	254.51	270.16	267.62	276.76
不燃ごみ（大型ごみ含）発生量合計（t/年）	95.30	100.62	104.89	111.06	98.35	105.38	95.64	95.21	104.08	102.16
資源ごみ以外の廃棄物合計排出量（t/年）	343.51	346.38	363.01	373.57	372.73	373.15	350.15	365.37	371.70	378.92
資源ごみ以外の廃棄物排出量原単位（g/日・人）	272.95	278.27	292.60	305.61	307.58	312.26	294.36	311.55	322.78	328.04
家庭系ごみ排出量原単位（g/日・人）	570.27	584.81	608.98	612.29	630.24	666.57	645.62	697.14	679.59	653.85
事業系ごみ排出量原単位（g/日・人）	60.17	60.49	63.19	68.85	64.13	63.26	56.42	59.73	59.81	62.57
資源ごみ（生ごみ含）発生量合計（t/年）	511.76	514.52	528.65	516.35	530.57	559.29	542.21	585.53	543.56	507.44
資源ごみ（生ごみ含）排出量原単位（g/日・人）	406.63	413.34	426.11	422.41	437.84	468.03	455.82	499.28	472.02	439.31
資源ごみ（生ごみ除く）排出量原単位（g/日・人）	357.49	367.04	379.57	375.53	386.79	417.57	407.68	445.32	416.62	388.38

※ コンポスト自家処理量は、管内市町村における組成分析調査を参考に家庭系可燃ごみのうち約57%を生ごみ。このうち10%を自家処理として想定し算出したもの。

## 年度別ごみの発生量及び処理量の推計

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
行政区域内人口（人）（年度末）	3,129	3,115	3,102	3,088	3,075	3,061	3,048	3,034	3,021	3,007
家庭系ごみ発生量（t/年）	798.45	795.00	791.55	788.10	784.64	781.19	777.74	774.29	770.83	767.38
家庭系ごみ発出量	748.78	745.55	742.25	739.07	735.83	732.60	729.36	726.12	722.88	719.64
可燃ごみ	204.12	203.24	202.36	201.48	200.59	199.71	198.83	197.95	197.06	196.18
不燃ごみ	95.06	94.65	94.24	93.82	93.41	93.00	92.59	92.18	91.77	91.36
大型ごみ（再掲）	4.84	4.82	4.73	4.78	4.75	4.73	4.71	4.69	4.67	4.65
資源ごみ	444.76	442.84	440.92	438.99	437.07	435.15	433.22	431.30	429.38	427.45
生ごみ発出量	49.66	49.45	49.23	49.02	48.80	48.59	48.37	48.16	47.94	47.73
リサイクルセンター受入	38.03	37.87	37.70	37.54	37.37	37.21	37.04	36.88	36.72	36.55
コンポスト自家処理	11.63	11.58	11.53	11.48	11.43	11.38	11.33	11.28	11.23	11.18
事業系ごみ発生量（t/年）	80.32	79.97	79.62	79.27	78.93	78.58	78.23	77.88	77.54	77.19
事業系ごみ排出量	71.65	71.34	71.03	70.72	70.41	70.10	69.79	69.48	69.17	68.86
可燃ごみ	70.26	69.96	69.65	69.35	69.05	68.74	68.44	68.14	67.83	67.53
不燃ごみ	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.35	1.34	1.33
資源ごみ	8.67	8.63	8.59	8.55	8.52	8.48	8.44	8.40	8.37	8.33
ごみ発生量合計（t/年）	878.77	874.97	871.17	867.37	863.57	859.77	855.97	852.17	848.37	844.57
ごみ発生量原単位（g/日・人）	769.44	769.56	767.33	769.55	769.41	769.53	767.30	769.52	769.38	769.50
ごみ排出量合計（t/年）	820.43	816.89	813.28	809.79	806.24	802.70	799.15	795.60	792.05	788.51
ごみ排出量原単位（g/日・人）	718.37	718.47	716.33	718.46	718.34	718.45	716.36	718.43	718.31	718.42
可燃ごみ発生量合計（t/年）	274.39	273.20	272.01	270.83	269.64	268.45	267.27	266.08	264.90	263.71
不燃ごみ（大型ごみ含）発生量合計（t/年）	96.45	96.03	95.61	95.19	94.78	94.36	93.94	93.53	93.11	92.69
資源ごみ以外の廃棄物合計排出量（t/年）	375.67	374.05	372.36	370.80	369.17	367.55	365.92	364.30	362.68	361.05
資源ごみ以外の廃棄物排出量原単位（g/日・人）	328.93	328.98	327.98	328.98	328.92	328.97	328.02	328.97	328.91	328.96
家庭系ごみ排出量原単位（g/日・人）	699.12	699.23	697.20	699.21	699.09	699.20	697.17	699.19	699.06	699.17
事業系ごみ排出量原単位（g/日・人）	70.32	70.33	70.13	70.33	70.32	70.33	70.13	70.33	70.32	70.33
資源ごみ（生ごみ含）発生量合計（t/年）	503.09	500.91	498.74	496.56	494.39	492.21	490.04	487.86	485.69	483.51
資源ごみ（生ごみ含）排出量原単位（g/日・人）	440.50	440.57	439.29	440.56	440.48	440.55	439.27	440.54	440.47	440.53
資源ごみを除く家庭系一般廃棄物排出量合計（t/年）	304.02	302.71	301.33	300.08	298.76	297.45	296.13	294.82	293.50	292.19
資源ごみを除く家庭系一般廃棄物原単位（g/日・人）	266.20	266.24	265.41	266.23	266.19	266.23	265.46	266.22	266.18	266.22
家庭から排出される資源ごみ排出量合計（t/年）	494.42	492.29	490.15	488.01	485.87	483.73	481.60	479.46	477.32	475.18
家庭から排出される資源ごみ排出量原単位（g/日・人）	432.91	432.98	431.72	432.97	432.90	432.96	431.71	432.95	432.88	432.95

※ コンポスト自家処理量は、管内市町村における組成分析調査を参考に家庭系可燃ごみのうち約57%を生ごみ。このうち10%を自家処理として想定し算出したもの。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(定義)

**第二条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

**2** この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(国民の責務)

**第二条の三** 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第三条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

**2** 事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

**3** 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第四条** 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当っては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

一般廃棄物の処理に関する事業は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第二条に定める「市町村は、基礎的な地方自治体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務を処理するものとする。」に

該当する。

(廃棄物減量等推進審議会)

**第五条の七** 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

廃棄物の排出抑制、分別収集の徹底、資源ごみの再生等ごみの減量化に関する施策については、住民、廃棄物処理業者、事業者等の関係者の協力が特に必要となる分野であることから、その点に鑑みて、一般廃棄物の減量化に関する事項のみならず、その他一般廃棄物の処理全般に関する事項について審議することができるものである。

(一般廃棄物処理計画)

**第六条** 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当っては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。